

「緊急事態措置」の実施に伴う新型コロナ感染拡大防止のための 県立学校における集中的な対策の強化について

1 趣旨

「緊急事態措置」の実施を踏まえ、新型コロナ感染拡大防止のため、県立学校において、次のとおり集中的な対策を強化する。

2 対策期間

令和3年8月27日（金）から9月12日（日）まで

3 内容

(1) 基本的な感染拡大防止対策の徹底

- ・ 幼児児童生徒又は教職員等に発熱等の風邪症状がある場合は、自宅等での休養を徹底すること。同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様とする。
- ・ 学校内において、生徒同士で昼食をとった場面での集団感染が疑われる事例も発生していることから、児童生徒に対し、食事の際は向かい合わず距離をとって黙食し、食後は速やかにマスクを着けるよう、特に指導を徹底すること。
- ・ 登下校時の飲食は控え、速やかに帰宅するよう幼児児童生徒に指導すること。

(2) 授業

- ・ 原則対面とし、臨時休業等によりオンライン授業の配信が必要となった場合には、生徒の家庭の通信環境等に留意し、通信環境の整わない生徒等がいる場合には関係課と連携すること。
- ・ 次の活動は、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高いことから、行わないこととする。
 - 「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - 体育、保健体育における他者との距離が1m以内となるような「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(3) 部活動について

- ・ 原則、休止とする。
- ・ 中国大会以上の上位大会につながる大会、コンクール等への参加については、開催状況、感染状況等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。
- ・ 上記の大会、コンクール等について、けが防止等の観点から校長が必要と認める場合には、14日前から必要最小限の活動（平日（週休日及び休日を除く日をいう。）のみの活動とし、1日当たり90分まで。）を可とする。その場合であっても、部室や更衣室等で密になることや食事は避け、短時間の利用とすること。

(4) 学校行事について

- ・ 修学旅行や遠足等、校外で行う活動については、延期又は中止とする。
- ・ 校内における活動は、地域の感染状況等を踏まえ、実施の可否を慎重に判断する。
- ・ 文化祭、体育祭等については、感染リスクの高い活動（飲食物の提供・騎馬戦等）は実施しない。

(5) 寄宿舎における感染症対策

- ・ 共有スペースではマスクを着用し、飲食は別々に行うなど、感染対策を徹底すること。
- ・ 現在、自宅へ帰省している生徒が寄宿舎へ戻る際には、発熱等の症状が無い場合に限ることとし、可能な限り感染リスクを減じた方法で移動するよう指導すること。
- ・ 寄宿舎から自宅への帰省は可能とする。ただし、帰省途中に寄り道をせず移動を最小限にするなど、可能な限り感染リスクを減ずるよう指導すること。